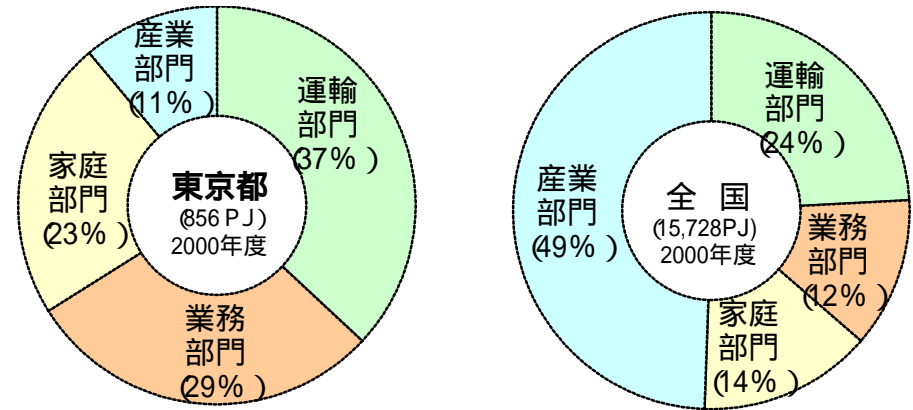


「地球温暖化対策計画書」制度について（平成14年4月1日実施）

平成14年12月25日
環境局 環境評価部

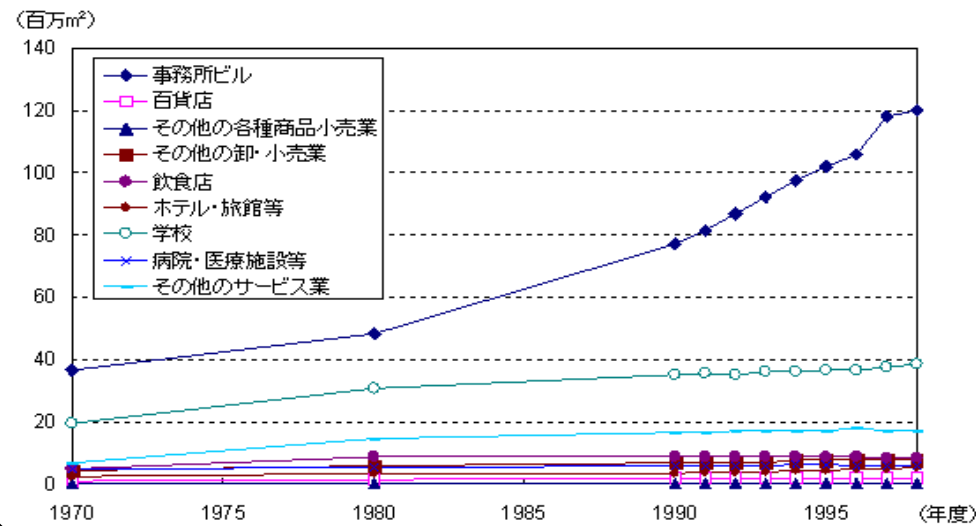
東京都と全国の部門別最終エネルギー消費



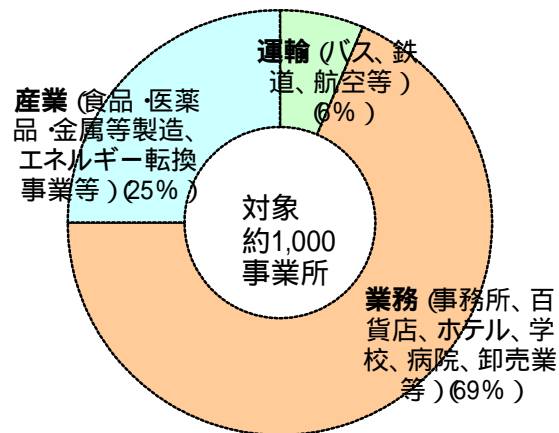
(注1)全国の産業部門には非エネルギー用途の消費を含みます。
(注2)グラフ中の数値は、四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

都におけるエネルギー需給構造調査報告書、資源エネルギー庁資料より

業務部門における建物用途別延べ床面積の推移 (東京都)



対象事業所の部門別割合 (平成14年度)



本制度では、東京のエネルギー消費量の3割を占め、産業部門と比較して、省エネルギー対策の進んでいない業務部門をターゲットに。

計
画

実
施

報
告

地球温暖化対策事業者

- ・燃料や熱の使用量の合計が原油換算で年間1,500k l以上
- ・電気の使用量が年間600万kW時以上

地球温暖化対策計画書の作成

<計画期間：3年間>

- <内容>
- ・温室効果ガスの排出状況
 - ・排出抑制の目標
 - ・排出抑制の取組内容
 - ・その他（エネルギー使用量等）

提出

公表
(閲覧・ホームページ等)
計画期間終了まで

対策の実施

地球温暖化対策結果報告書の作成

- <内容>
- ・温室効果ガスの排出状況
 - ・排出抑制の目標の達成状況
 - ・排出抑制の取組の達成状況
 - ・その他（エネルギー使用量等）

提出

公表
(閲覧・ホームページ等)
90日間

新たな計画期間へ

東京都（知事）

地球温暖化対策指針の策定 (平成14年3月13日 告示)

- (計画時)
- ・温室効果ガスの排出量の算定方法
 - ・排出抑制目標の設定方法
 - ・排出抑制に係る取組の選定方法
 - ・事業者による公表事項
 - ・その他

- (運用時)
- ・事業者による計画期間中の確認

- (終了時)
- ・事業者による計画期間終了時の確認
 - ・事業者による公表事項
 - ・その他

特徴

誘導的な手法により事業者の自主的な取組を促す制度
事業者自ら計画書と対策結果を公表させることにより、その地球温暖化対策の取組を明らかにする制度